

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第1回 | 2020年2月

香港における船舶リースの新税制案

サマリー

香港政府は2020年2月に特定の船舶リース活動に対する新たな税制案を立法会に提出した。

同税制案では、適格船舶リース事業者の利益に対する優遇税率は0%としている。

適格船舶リース管理会社の利益に対する優遇税率は、関連会社へのサービス提供の場合は0%、非関連会社の場合は8.25%としている。

香港政府は2020年1月17日、特定の船舶リース取引に対する優遇税制を正式に導入する「2020年税務改正法案（船舶リースに関する優遇税制）」を官報にて発表した。同税制案は2020年2月12日に立法会に提出後、審議され、その大部分が2020年4月1日以降に稼得した所得に適用される見込みである。税制案の主な内容は以下のとおりである。

- 香港を拠点とする船舶リース事業者及び船舶リース管理会社から稼得した所得は課税対象とみなされる。船舶リース事業者に対する課税金額には金融消費貸借またはファイナンスリース（以下「ファンディングリース」；一定要件を満たしたファイナンスリース及び類似取引を包含した取引）の受取利息が含まれる
- 適格リース事業者のオペレーティングリースによる課税所得は、リース料総額（残存価値保証の支払額を含む）から損金算入可能費用（税務上の減価償却は含まない）を控除した残額の20%とする
- 適格リース事業者のファンディングリースによる課税所得は、当該リースにおける総金融収益（すなわち、利息）から損金算入可能費用を控除した残額とする
- 「適格船舶リース事業者」の利益に対する税率は0%とする
- 「適格船舶リース管理活動」を行っている「適格船舶リース管理会社」に対しても、優遇税制が設けられている。「適格船舶リース管理活動」の範囲は広く定義されており、船舶の調達及びリースに係る通常のリース管理活動の他に、関連会社が船舶を取得する際の融資、及び船舶オペレーターが船舶リース事業者から船舶を取得する際の融資等の広範囲な財務活動が含まれる
- 「適格船舶リース管理会社」の利益に対する税率は、関連会社へのサービス提供の場合は0%とし、非関連会社の場合は8.25%（すなわち、通常税率の50%）としている

新税制案

本税制案は、既存の航空機リースに対する優遇税制をモデルとしているが、2つの税制には範囲及び適用において重要な違いがある。本税制案は、香港海域外で使用する船舶の所有及びリースを目的として香港域内に独立して設立された特別目的会社を有する、香港域内の船舶リース管理会社を主な

対象として策定されている。リースの貸手は船舶の所有及び管理を1社で行う統合型モデルを採用することができるが、新税制の活用を検討している企業は適格要件に十分注意するべきである。

本税制案で定義されているように、「適格船舶リース事業者」及び「適格船舶リース管理会社」は適格活動のみを行う企業に限られるが、リース管理会社は一部の非適格活動を行うことが認められている。本税制案を旅客船または貨物船事業に適用することはできない。リース管理会社及びリース事業者双方は、その主な運営及び管理を香港域内で行うことが義務付けられている。また、利益を創出するすべての活動は香港域内で実施される必要があり、当該企業が香港域外に恒久的施設を所有する場合、そのいずれの恒久的施設にも起因してはならないとしている。さらに本税制の適用について書面で選択することが義務付けられている。

本税制案には、適格船舶リース事業の一環として船舶が3年間保有された場合、当該船舶を固定資産とみなす規定も含まれている。概念上は、航空機リースに関する税制と同様に、船舶の売却時点に関する見解をある程度明確にしているため、本規定の導入は歓迎されるものである。3年という基準時点の前に売却された船舶に関する見解は、その事実と状況によって異なる。

また、本税制案には、適格船舶リース管理会社が特定の非適格活動を実施することを認めるセーフハーバーが設けられている。ただし、当該会社の利益の75%以上は適格活動から発生し、適格活動を行うために使用される資産の価値が、総資産の75%以上であることを条件としている。

香港における新しい優遇税制のすべてに当てはまることだが、本税制にも複数の複雑な乱用防止及び租税回避防止対策が定められている。主な対策として以下の規定が挙げられる。

- 関連会社間のすべての取引は独立企業間価格で実施する
- 特定の実質的「閾値要件」を満たす必要がある
- 本税制案における税率0%を適用した適格リース事業者または適格リース管理会社の損失は、他の事業領域の所得控除の対象から区別（リングフェンス）される
- 取引の主要目的の1つが、香港の二重課税防止条約のいずれかに基づく利益を含む税制上の優遇を受けることである場合、当該優遇税制の恩恵は受けられない

実質的要件は税務条例（IRO）に新たに添付された別表にて説明されており、同要件は、香港域内で実施される、または実施が手配されている活動に関して、適格リース事業者または適格リース管理会社が従事者の数及び適切な営業費に関する2つの条件を満たすことを義務付けている。

- 船舶リース取引に関連する常勤従事者数が2人以上、及び営業費が7,800,000香港ドル以上であること
- 船舶リースマネージメント活動に関連する常勤従事者数が1人以上、及び営業費が1,000,000香港ドル以上であること

上記に関連して、税務上の減価償却額及び控除に関するIROも一部修正されている。

KPMGの見解

当該新税制は、現行香港税法を改正し、船舶リース管理会社、及び主要な活動が香港域内で行われているか否かが潜在的に不確かなファイナンスリースに対して優遇税制を定めるものである。オペレーティングリースに関しては、長年IRO第23B条が適用されると解釈されてきたが、これは、香港海域外のみでの船舶の使用、または主に香港海域外での使用から生じるチャーター料所得が実質的に課税されな

いことを意味している。一方でここ最近、香港税務局（IRD）が評価実務を全面的に変更したことにより、本件について不確実性が生じている。新税制の適用に伴い、当該不確実性が解消され、より明確化されるものと考えられる。

ただし、新税制が相対的に複雑であり、香港域内における十分な事業実態が求められていることを鑑みれば、新税制の適用を検討している企業は、規定内容を詳細に精査する必要がある。

お問い合わせ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMGの税務アドバイザーでご連絡ください。なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Naoko Hirasawa
平澤 尚子
Head of GJP China Tax
Tel: +86 2122123098
naoko.hirasawa@kpmg.com



Vivian Chen
ヴィヴィアン チェン
Partner, GJP China Tax
Tel: +86-755-2547-1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Keigo Yoshida
吉田 圭吾
Director
Tel: +852 2685 7603
keigo.yoshida@kpmg.com



Hoshiyuki Takahashi
高橋 星行
Manager
Tel: +852 2685 7951
hoshiyuki.takahashi@kpmg.com



Mamoru Watanabe
渡邊 守
Manager
Tel: +852 3927 5658
mamoru.watanabe@kpmg.com



Yosuke Nakano
中野 陽介
Manager
Tel: +852 2143 8656
yosuke.nakano@kpmg.com



Atsushi Ito
伊藤 篤史
Manager
Tel: +852 2978 8215
atsushi.ito@kpmg.com



Ryuichi Watabe
渡部 隆一
Manager
Tel: +852 2826 8015
ryuichi.watabe@kpmg.com

Contactus:



Lewis Y. Lu
National Head of Tax
Tel: +86 21 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com



John Timpany
Head of Tax, Hong Kong
Tel: +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Corporate Tax Advisory



Matthew Fenwick
Partner
Tel: +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com



Stanley Ho
Partner
Tel: +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com



Alice Leung
Partner
Tel: +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com



Ivor Morris
Partner
Tel: +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com



Christopher Xing
Partner
Tel: +86 1085087072
christopher.xing@kpmg.com



Eva Chow
Director
Tel: +852 2685 7454
eva.chow@kpmg.com



Elizabeth de la Cruz
Director
Tel: +852 2826 8071
elizabeth.delacruz@kpmg.com



William Ngai
Director
Tel: +852 2685 7553
william.ngai@kpmg.com



Johnson Tee
Director
Tel: +852 2143 8827
johnson.tee@kpmg.com



Natalie To
Director
Tel: +852 2143 8509
natalie.to@kpmg.com



Eugene Yeung
Director
Tel: +852 2143 8575
eugene.yeung@kpmg.com

Deal Advisory, M&A



Darren Bowdern
Head of Financial Services Tax,
Hong Kong
Tel: +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com



Sandy Fung
Partner
Tel: +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com



Nigel Hobler
Partner
Tel: +852 2978 8266
nr.hobler@kpmg.com



Benjamin Pong
Partner
Tel: +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com



Kasheen Grewal
Director
Tel: +852 3927 4661
kasheen.grewal@kpmg.com



Anthony Pak
Director
Tel: +852 2847 5088
anthony.pak@kpmg.com

China Tax



Daniel Hui
Partner
Tel: +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com



Adam Zhong
Partner
Tel: +852 2685 7559
adam.zhong@kpmg.com



Travis Lee
Director
Tel: +852 2143 8524
travis.lee@kpmg.com



Anlio Shi
Director
Tel: +852 2685 7583
anlio.shi@kpmg.com



Wade Wagatsuma
Head of US Corporate Tax,
Hong Kong
Tel: +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com



Vivian Tu
Director
Tel: +852 2913 2578
vivian.tu@kpmg.com



Becky Wong
Director
Tel: +852 2978 8271
becky.wong@kpmg.com

US Tax

Global Transfer Pricing Services



Patrick Cheung
Partner
Tel: +852 3927 4602
patrick.p.cheung@kpmg.com



Irene Lee
Partner
Tel: +852 2685 7372
irene.lee@kpmg.com



Michelle Sun
Partner
Tel: +852 3927 5625
michelle.sun@kpmg.com

People Services



Murray Sarelius
National Head of People Services
Tel: +852 3927 5671
murray.sarelius@kpmg.com



David Siew
Partner
Tel: +852 2143 8785
david.siew@kpmg.com



Gabriel Ho
Director
Tel: +852 3927 5570
Gabriel.ho@kpmg.com



Kate Lai
Director
Tel: +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com



Lachlan Wolfers
Global Head of Indirect Taxes
Tel: +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

Indirect Tax & Tax Technology

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Huazhen LLP — a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited — a wholly foreign owned enterprise in China, and KPMG — a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.
© 2020 KPMG, a Macau partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

@ 2020 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International .